

盛岡北部行政事務組合同規約の変更について

平成25年 8 月 29 日  
環 境 部

1 規約の変更理由について

旧西根町、旧松尾村及び旧安代町が合併し、八幡平市として新たに盛岡北部行政事務組合に加入した際に「当分の間」として設けられた同組合構成市町の経費の分担割合に関する経過措置について、平成24年度でし尿処理施設増設等の長期の起債償還が完了したこと等から、構成市町割及び関係市町の区域の人口割の率等を見直し、構成市町の負担の均衡を図ろうとするものである。

2 盛岡北部行政事務組合同規約の一部変更等について

(1) 負担金の分担割合等の変更

ア し尿処理施設建設に要する経費及び地方債の元利償還金の負担に関する「構成市町割」を「均等割」に改める。

イ 一般管理事務

|     | 構成市町割 | 均等割 | 関係市町の区域の人口割 |
|-----|-------|-----|-------------|
| 変更前 | 50%   | —   | 50%         |
| 変更後 | —     | 15% | 85%         |

ウ 介護保険に関する事務（盛岡市は該当無し）

|     | 総務費   |     |        | 地域支援事業費                        |                                |                                |     |        |
|-----|-------|-----|--------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----|--------|
|     | 構成市町割 | 均等割 | 高齢者人口割 | 介護予防事業費                        | 包括支援事業費                        | 任意事業費                          | 均等割 | 高齢者人口割 |
| 変更前 | 30%   | —   | 70%    | 事業費の<br>12.50%<br>×市町の<br>事業費割 | 事業費の<br>20.25%<br>×市町の<br>事業費割 | 事業費の<br>20.25%<br>×市町の<br>事業費割 | —   | —      |
| 変更後 | —     | 15% | 85%    | —                              |                                |                                | 15% | 85%    |

(2) 八幡平市合併の際の市町割に関する経過措置の廃止

合併後の八幡平市が合併前の旧西根町等の均等割の合算額を構成市町割として負担していた経過措置を廃止する。

### 3 市議会定例会への提案について

盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、平成25年9月市議会定例会に提案することとしている。